

【前回の復習】

- 「自由」のような魅力的な言葉が、だんだんと意味をずらして使われていく様子に注意できるようになる。
→ 「本当の自由は○○だ」： ○○に入りそうなものを考えよ。
 - ◇ 消極的／積極的自由という分け方について、アイザイア・バーリン『自由論』(みすず書房, 2000年)
 - ◇ 分け方そのものに対する批判として、井上達夫『自由論』(岩波書店, 2008年)

【時事問題】

- 新型コロナウイルスの蔓延が問題になっている現在、アジア人に対する差別が欧米で顕在化していると言われている。この「差別」は、一体何が悪いのだろうか？
 - ◇ 合理的であれば「区別」、そうでなければ「差別」というだけではあまり進まない。
 - ◇ 最近の英語圏の規範理論：ひとまずあやしいものを「差別 discrimination」として、こういった要素がその差別を「悪い wrong」ものになっているかを考えるアプローチが有力。
 - 2つの差別のどちらが「より悪い」といったことを考えられるようになる。
 - 参考、デボラ・ヘルマン『差別は「いつ」悪質になるのか』(法政大学出版局, 2018年)
- [例題] 東京にある民間の飲食店で「新型コロナウイルス防止のため、中国人お断り」という貼り紙を出した場合、それはどのような意味で差別といえるか。また、同じく東京にある銭湯で「入れ墨の方はお断り」という貼り紙を出す場合と比べ、悪質さは異なるだろうか。
 - ◇ 考えるべき要素をまとめてみよう。
 - ◇ 下線部の言葉をいろいろ入れ替えた場合、悪質さはどのように異なってくるだろうか。
- 差別論の裏返しとして、いわゆるアフアマティブ・アクション(積極的差別是正措置)がある。特定の集団を歴史的経緯などから「優遇」することが許される場合があるだろうか。
 - ◇ [知識] 男女雇用機会均等法8条
 - ◇ [例題1] ある私立医科大学の入試で、長年にわたって男子受験生の点数を一律にかさ上げするという措置がなされてきた。それは女性差別だという批判を受け、次のような改善案が提案されたとする。問題点を考察せよ。
 - 1. これまでのことは問わず、男女を伏せた採点を行う。
 - 2. これまでの差別を是正するため、女子受験生の点数を一律にかさ上げする。
→ 2の場合、ある男子受験生が、大学での勉学への平等な機会への権利を侵害されたとして大学を訴えたとする。この「権利」主張は認められるべきか。
 - 参考、ロナルド・ドゥウォーキン『権利論』(木鐸社, 2003年)、マイケル・サンデル『これからの〈正義〉の話をしよう』(早川書房, 2011年)

【権利とは何か】

- 英語（ドイツ語、フランス語）でどう言うかを考えてみよう。英米法的／大陸法的発想
→ law に対する right という権利本位的な思想： ホップズ、ロック
- これまでに扱った思想家たちの権利論のおさらい
- 権利というとき、(1) 誰が（主体）(2) 何を守ろうとして（法益）(3) 誰に対して（相手）、主張する／持っているものなのかを常に意識しよう。
 - 「権利」は何を守ろうとしているのか？（法益）
 - 利益説、選択説、意思説それぞれのメリット、デメリットを考えよう。
 - 【問1】新しい権利（例「忘れられる権利」）を主張するとき、どういった構成をするのが説得的といえるか。憲法上の根拠はどこに求めるべきか。
 - 【問2】動物、ロボット、AI、将来世代……といったように、新しい権利主体を考える場合、議論は変わってくるだろうか。
🚩 発展：さらに細かい分類に関心がある人は、ホーフエルト分類を参照。

- よくある説教から考える： 「義務を果たさずに権利ばかり主張するな」は理解可能か？
 - 実際にそれが当てはまるような状況が考えられるだろうか？
 - 「投票しないで政治に文句をつけるな」は、この例と考えるとよいだろうか？
 - 民事上の権利義務関係だとどうだろうか？
- 「人権」と「権利」は何が違うのだろうか
 - 「人権」って英語でどういう？
 - 片山さつき「天賦人権論をとるのは止めよう、というのが私たちの基本的考え」：何これ
 - ◇ 権利要素の (1)(2)(3) を「人権」一般について考えてみよう。
 - ◇ 「人権は権利ではない (!)」といえるだろうか。そうでもないだろうか。
- 裁判員になるのは「権利」か？
 - ◇ 裁判員裁判： 司法に対する国民の理解を増進するため、2009年に開始。
 - ◇ 日本国憲法18条「意に反する苦役」にあたるか？（比較）徴兵制は認められる？
 - アメリカ陪審員裁判との比較： トクヴィル「陪審は民主主義の学校」
 - 最高裁判決（最大判平成23年11月16日）

裁判員法1条は、制度導入の趣旨について、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することを挙げており、これは、この制度が国民主権の理念に沿って司法の国民的基盤の強化を図るものであることを示していると解される。このように、裁判員の職務等は、司法権の行使に対する国民の参加という点で参政権と同様の権限を国民に付与するものであり、これを「苦役」ということは必ずしも適切ではない。

これは「権利」という語の使い方として適切だろうか？